

議案第86号

加西市公民館の設置及び管理に関する条例及び加西市農村環境改善センターの設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市公民館の設置及び管理に関する条例及び加西市農村環境改善センターの設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市公民館の設置及び管理に関する条例及び加西市農村環境改善センター
の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(加西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 加西市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年加西市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

北部公民館使用料

(単位 円)

区分		使用料の額					
		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
基本 料 金	室名	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から17 時まで	13時から22 時まで	9時から 22時まで
	第1会議室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
	第1研修室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
	特別教室	500	800	1,000	1,300	1,600	2,200
	視聴覚室 (A)	600	900	1,100	1,500	1,800	2,400
	視聴覚室 (B)	600	900	1,100	1,500	1,800	2,400
	和室	800	1,000	1,300	1,600	2,100	2,700
	料理教室	800	1,200	1,500	2,000	2,500	3,400
	大会議室兼 体育室	2,400	3,600	4,400	6,000	7,200	9,600
	大会議室兼 体育室(フロ ア)	1,000	1,300	1,700	2,300	3,000	4,000

特別使用料	空調管理料	当該、使用料の5割増の額
	その他	特別に電気、その他を使用するときは、実費

(加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年加西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

農村環境改善センター使用料

区分		使用料の額						
		午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日	
基本 料金	室名	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から22 時まで	
	農事青年研修室	500	800	1,000	1,300	1,800	2,300	
	農事研修室	A	600	900	1,100	1,500	2,000	2,600
		B	600	900	1,100	1,500	2,000	2,600
	和室	A	800	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
		B	800	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
	農産加工実習室	800	1,200	1,500	2,000	2,700	3,500	
	多目的ホール	2,400	3,600	4,400	6,000	8,000	10,400	
	多目的ホール(フロア)	1,000	1,300	1,700	2,300	3,000	4,000	
	特別使用料	空調管理料	当該、使用料の5割増の額					
その他		特別に電気、その他を使用するときは、実費						

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の加西市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1及び加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成24年1月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(審議資料)

【改正要旨】

公共施設の使用料について施設毎の使用料の料金体系の統一を図るため改正しようとするもの。

【改正条例】

- ・加西市公民館の設置及び管理に関する条例
- ・加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例